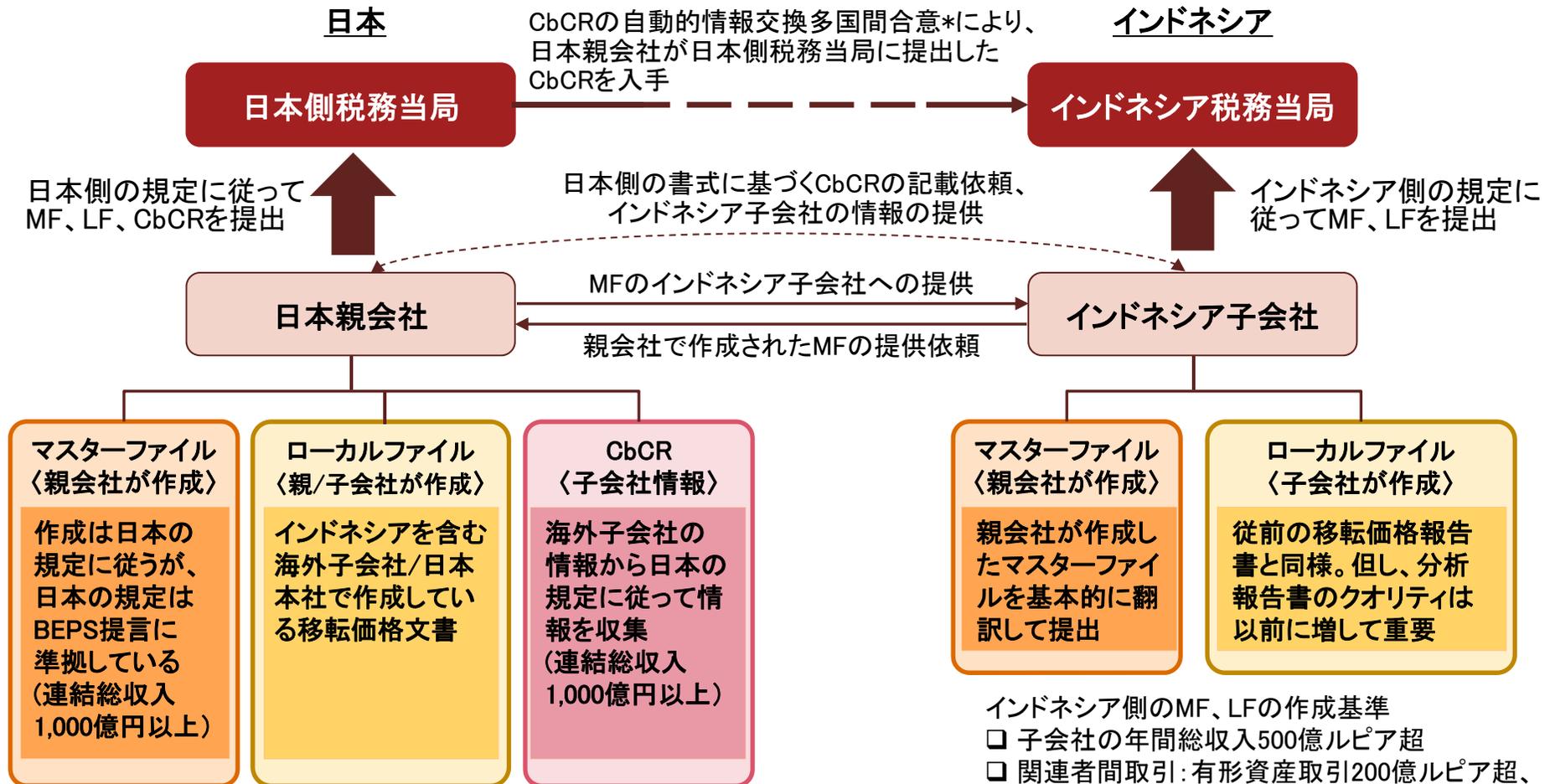


## 【インドネシア】移転価格税制に係る文書化規定の概要

	(1) ローカルファイル	(2) マスターファイル	(3) CbCR
①適用開始時期:	2016年12月30日以降に終了する決算期	2016年12月30日以降に終了する決算期	2016年12月30日以降に終了する決算期
②提出期限:	税務年度終了後、4ヶ月以内に作成	税務年度終了後、4ヶ月以内に作成	税務年度終了から12ヶ月以内
③作成要件:	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会社の年間総収入500億ルピア超</li> <li>• 関連者間取引:有形資産取引200億ルピア超、もしくはその他取引50億ルピア超</li> <li>• 低税率国に所在の関連者との取引あり</li> <li>• 要約表を税務申告書に添付する必要あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子会社の年間総収入500億ルピア超</li> <li>• 関連者間取引:有形資産取引200億ルピア超、もしくはその他取引50億ルピア超</li> <li>• 低税率国に所在の関連者との取引あり</li> <li>• 要約表を税務申告書に添付する必要あり</li> </ul>	年間連結総収入が11兆ルピアを超える親会社
④作成・提出義務者:	インドネシア子会社	インドネシア子会社	以下2つの要件を満たす親会社 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1社以上のビジネスグループの子会社を直接的、間接的に所有</li> <li>• インドネシアの会計基準、及び/もしくは上場会社基準に従って連結財務諸表の準備義務を負うインドネシア納税者</li> </ul>
⑤記載内容:	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業活動の説明</li> <li>• 関連者間取引と非関連者間取引の情報</li> <li>• 独立企業原則の適用</li> <li>• 財務情報</li> <li>• 価格の決定や利益率に影響を及ぼす事象や影響したという事実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• グループの組織図と資本関係</li> <li>• 事業活動の概要</li> <li>• 保有する無形資産の情報</li> <li>• グループ内金融活動に関する情報</li> <li>• 親会社の連結財務情報と納税状況</li> </ul>	
⑥使用言語:	インドネシア語	インドネシア語	インドネシア語
⑦罰則等			

# 【インドネシア】日系企業のBEPS文書化規定のイメージ



\* THE MULTINATIONAL COMPANY AUTHORITY AGREEMENT ON THE EXCHANGE OF COUNTRY-BY-COUNTRY REPORTS (CbC MCAA)

- インドネシア側のMF、LFの作成基準
- 子会社の年間総収入500億ルピア超
  - 関連者間取引:有形資産取引200億ルピア超、もしくはその他取引50億ルピア超
  - 低税率国に所在の関連者との取引あり